



神戸市公報

発行所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所

編集兼印刷
兼発行人

神戸市長

発行日

毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	1
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西建設事務所	4
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(小山自治会ほか)	地域協働局地域活性課	6
公告	神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更	経済観光局農政計画課	9
公告	開発行為に関する工事の完了(垂水区西舞子4丁目ほか)	都市局都市計画課	10
区役所	自動車臨時運行許可番号標の失効	西区総務部市民課	11

神戸市告示第136号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月20日

神戸市長 久 元 喜 造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

2. 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和7年5月20日 神戸市公報第3911号

別表

自転車等の保管 及び返還の場所	自転車等が置かれ、又 は放置されていた場所	撤去し、及び保管した 自転車等の台数	撤去し、及び 保管した年月日	問い合わせ先
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R 住吉駅周辺	自転車 3 台	令和7年4月3日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	摂津本山駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	岡本駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	深江駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	青木駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	魚崎駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車 1 台	令和7年4月4日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	灘駅周辺	自転車 12 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	新在家駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	六甲道駅周辺	自転車 33 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲駅周辺	自転車 2 台	令和7年4月9日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
	深江駅周辺	自転車 3 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	青木駅周辺	自転車 5 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	J R 住吉駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	摂津本山駅周辺	自転車 6 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岡本駅周辺	自転車 1 台	令和7年4月10日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	六甲道駅周辺	自転車 18 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	六甲駅周辺	自転車 4 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
	阪神御影駅周辺	自転車 9 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	阪急御影駅周辺	自転車 3 台	令和7年4月15日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	灘駅周辺	自転車 9 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	J R 住吉駅周辺	自転車 4 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	甲南山手駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	深江駅周辺	自転車 4 台		

別表

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	青木駅周辺	自転車	3 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘駅周辺	自転車	5 台	令和7年4月16日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0 台	
	大石駅周辺	自転車	2 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	王子公園駅周辺	自転車	2 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	六甲道駅周辺	自転車	17 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	六甲駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1 台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	東灘区管内	自転車	22 台	令和7年4月21日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0 台	
	J R住吉駅周辺	自転車	3 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	摂津本山駅周辺	自転車	4 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	岡本駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘区管内	自転車	14 台	令和7年4月22日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0 台	
	阪神御影駅周辺	自転車	6 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	灘駅周辺	自転車	3 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	

神戸市告示第 137号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 20 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア） 火曜日・木曜日 午後 3 時から午後 7 時まで。

（イ） 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

（ウ） 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続 6 日間、
平日 午後 3 時から午後 7 時まで、土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問 い 合 わ せ 先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 2 台	令和 7 年 4 月 8 日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 3 台	令和 7 年 4 月 17 日	
	西神南駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和 7 年 4 月 17 日	
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 10 台	令和 7 年 4 月 24 日	
		原付 1 台	令和 7 年 4 月 10 日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	学園都市駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 1 台	令和 7 年 4 月 10 日	
	伊川谷駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和 7 年 4 月 10 日	

令和7年5月20日 神戸市公報第3911号

神戸市告示第138号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、小山自治会、丸塚自治会、上津台LAKUU自治会、秋葉台自治会、北五葉4丁目小松すずらん台自治会、有井自治会、松風台自治会、南陽台自治会、落合谷自治会、舞多聞西3丁目てらいけ自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月20日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	小山自治会	丸塚自治会	上津台LAKUU自治会
主たる事務所	神戸市西区小山2丁目16番7号	神戸市西区丸塚1丁目16番2号	神戸市北区上津台2丁目19番1号
代表者の氏名	梅田 守	人見 雅哉	前川 隆太
代表者の住所	神戸市西区小山2丁目16番7号	神戸市西区丸塚1丁目13番11号	神戸市北区上津台2丁目32番2号

名称	秋葉台自治会	北五葉4丁目小松すずらん台自治会	有井自治会
主たる事務所	神戸市西区秋葉台2丁目1番地の272	神戸市北区北五葉4丁目19番13号	神戸市北区長尾町宅原278番地の7
代表者の氏名	小田 利勝	北野 博	藤田 隆彦
代表者の住所	神戸市西区秋葉台1丁目56番地の97	神戸市北区北五葉4丁目19番13号	神戸市北区長尾町宅原323番地

名称	松風台自治会	南陽台自治会	落合谷自治会
主たる事務所	神戸市垂水区松風台1丁目9番3号	神戸市西区天王山7番地の9	神戸市西区岩岡町岩岡653番地の32
代表者の氏名	岡田 雄二	高嶋 四十三	織戸 仁志
代表者の住所	神戸市垂水区松風台1丁目5番2号	神戸市西区天王山21番地の9	神戸市西区岩岡町岩岡653番地の32

名称	舞多聞西3丁目てらいけ自治会
主たる事務所	神戸市垂水区舞多聞西3丁目4番2号
代表者の氏名	金沢 則行
代表者の住所	神戸市垂水区舞多聞西3丁目4番2号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 小山自治会

令和6年3月31日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区小山2丁目13番21号	神戸市西区小山2丁目3番12号
代表者の氏名	梅田 康裕	梅田 好信
代表者の住所	神戸市西区小山2丁目13番21号	神戸市西区小山2丁目3番12号

令和7年3月30日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区小山2丁目3番12号	神戸市西区小山2丁目16番7号
代表者の氏名	梅田 好信	梅田 守
代表者の住所	神戸市西区小山2丁目3番12号	神戸市西区小山2丁目16番7号

(2) 丸塚自治会

令和6年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	北井 伸彦	北井 保秀
代表者の住所	神戸市西区丸塚1丁目16番5号	神戸市西区丸塚1丁目17番3号

令和7年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	北井 保秀	人見 雅哉
代表者の住所	神戸市西区丸塚1丁目17番3号	神戸市西区丸塚1丁目13番11号

(3) 上津台LAKUU自治会

令和7年3月16日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	菊田 信一	前川 隆太
代表者の住所	神戸市北区上津台2丁目24番1号	神戸市北区上津台2丁目32番2号

(4) 秋葉台自治会

令和7年3月16日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	松岡 康弘	小田 利勝
代表者の住所	神戸市西区秋葉台3丁目2番地の6	神戸市西区秋葉台1丁目56番地の97

(5) 北五葉4丁目小松すずらん台自治会 令和7年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区北五葉4丁目18番11号	神戸市北区北五葉4丁目19番13号
代表者の氏名	矢野 ふみ子	北野 博
代表者の住所	神戸市北区北五葉4丁目18番11号	神戸市北区北五葉4丁目19番13号

(6) 有井自治会 令和7年4月5日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	有井 宣明	藤田 隆彦
代表者の住所	神戸市北区長尾町宅原249番地の1	神戸市北区長尾町宅原323番地

(7) 松風台自治会 令和7年4月6日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	濱田 雅子	岡田 雄二
代表者の住所	神戸市垂水区松風台1丁目2番17号	神戸市垂水区松風台1丁目5番2号

(8) 南陽台自治会 令和7年4月6日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	海下 正晴	高嶋 四十三
代表者の住所	神戸市西区北別府5丁目36番地の4	神戸市西区天王山21番地の9

(9) 落合谷自治会 令和7年4月6日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区岩岡町岩岡653番地の9	神戸市西区岩岡町岩岡653番地の32
代表者の氏名	杉岡 輝彦	織戸 仁志
代表者の住所	神戸市西区岩岡町岩岡653番地の9	神戸市西区岩岡町岩岡653番地の32

(10) 舞多聞西3丁目てらいけ自治会 令和7年4月13日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区舞多聞西3丁目8番1号	神戸市垂水区舞多聞西3丁目4番2号
代表者の氏名	北川 文美	金沢 則行
代表者の住所	神戸市垂水区舞多聞西3丁目8番1号	神戸市垂水区舞多聞西3丁目4番2号

令和7年5月20日 神戸市公報第3911号

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年5月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	西	櫛谷町谷口	赤田井	380番1のうち 別図の斜線部分	494 m ² のうち 60.2 m ²	農用地区域 から除外す る。
神戸	西	平野町印路	清水	2110番	462 m ²	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。
神戸	西	平野町印路	清水	2116番3のうち 別図の斜線部分	404 m ² のうち 115.5 m ²	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。

別図は省略する。

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 5 月 20 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区西舞子 4 丁目 52 番、53 番、54 番

開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県加古川市平岡町新在家 2595 番地の 22

株式会社ウィズライフ

代表取締役 大場 義和

許可番号

令和 6 年 7 月 5 日 第 8191 号

（変更許可 令和 7 年 3 月 10 日 第 2204 号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区八多町中字下川原 946 番、944 番 1 の一部、944 番 2 の一部

開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県西宮市北昭和町 6 番 4 号

株式会社エストコーポレーション

代表取締役 宮本 誠二郎

許可番号

令和 6 年 9 月 30 日 第 8204 号

（変更許可 令和 7 年 3 月 18 日 第 2205 号）

3 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区本多聞 2 丁目 11 番 1

開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島県福山市南蔵王町 6 丁目 26 番 7 号

株式会社ハローズ

代表取締役 佐藤 利行

許可番号

令和 6 年 12 月 12 日 第 8227 号

（変更許可 令和 7 年 4 月 10 日 第 2209 号）

神戸市西区公告

次の臨時運行許可番号標（以下、「番号標」という。）が失効したので、神戸市自動車臨時運行許可規則（昭和28年3月規則第14号）第5条第3項の規定により公告します。

令和7年5月20日

神戸市西区長 豊 永 太 郎

1 失効した番号標

番号標に記載された番号	失効年月日
神戸 88－33 神戸	令和7年5月20日